

一人で悩まずに…

# 人権・行政・よろろず相談へ

困ったことがあったら、なんでも相談をしてみてください。

家庭内の結婚や相続、扶養、夫婦・親子間での悩み。消費者金融などの金銭にかかわる問題。あるいは隣近所のもめごと、借地・借家の問題…など。さまざまな問題に悩まされていませんか？

市では、市民の皆さんが安心して生活ができるよう、人権擁護委員が、定期的に皆さんと個別に会いし、どんなことでも気軽に話せる「人権・行政・よろろず相談」を、次のように実施しています。

とき 毎週水曜日  
午前10時～午後4時

ところ 1階・市民相談室  
人権擁護委員各日2名

相談員 市民課

問合せ先 市民課  
☎66◆1110

子どもさんから高齢者まで、皆

さんが抱えるさまざまな不安を少しでも取り除くことができるよう、お手伝いをさせていただきます。知り合いには相談できず、一人で悩んでいると、ストレスがたまり、体にもよくありません。プライバシーには、十分配慮をいたします。お気軽に、相談室のドアをノックしてください。

## よくある質問

**問** 相談室は、市役所のどこにあるのですか？

**答** 本館1階市民課の市民相談室で相談をお受けします。市民課の相談担当に、申し出てください。

**問** あらかじめ予約が必要ですか？

**答** 予約は必要ありません。毎週水曜日の午前10時から午後4時まで開いていますので、都合の良い時間にお越しください。

**問** 相談のための費用は、どのくらいかかりますか？

**答** 無料です。

**問** 相談を受けたことを他人に知られるのが恥ずかしいのですが、秘密は守られますか？

**答** プライバシーは厳守します。お気軽にご相談ください。

**問** 相談の内容について、何か制限はありませんか？

**答** どのような相談でも結構です。相談ください。

## ご安心ください!!

- ◎どんなことでも、気軽に話せる雰囲気です。
- ◎プライバシーには、十分配慮いたします。
- ◎相談は無料。予約も必要ありません。

問合せ先 市民課 ☎66◆1110



(人権イメージキャラクター) 人KENまもる君